

副本

平成30年(行ウ)第66号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 外1名

被告 和泉市長

準備書面(5)

令和元年10月28日

大阪地方裁判所第7民事部合議1係 御中

被告補助参加人ら訴訟代理人

弁護士 森 本 哲 平



1 他の市町村と比較して、和泉市では予定価格が低く算定されていること
被告補助参加人らは、従前から、和泉市の造園工事の予定価格が他の市町村
と比較して低く算定されていること、その原因として「建設物価」「積算資料」
等の文献に単価が掲載されていない遊具等の材料費について低く算定されて
いると考えられること、その結果、他の市町村では最低制限価格でも採算が合
うのに対して、和泉市の最低制限価格では採算が合わないという結果が生じて
いることを主張している(被告補助参加人ら準備書面(4)10~13頁)。

この点、被告から、和泉市の予定価格の積算の根拠となった内訳書や単価表
(乙22の2、乙23の2、乙24の2)が提出されたことから、以下、これ
らを踏まえて詳細に論じる。

なお、和泉市を含む多くの市町村では、これらの内訳書や単価表は非公開と
なっており(情報公開請求をしても、項目毎の金額が空白又は黒塗りされたも
のしか公開されない)、被告補助参加人らにとって、項目毎に金額の記載のあ
る和泉市作成の内訳書や単価表を見るのは本訴訟が初めてである。

2 和泉市における予定価格の積算の際の遊具の算定方法

(1) 坪井児童遊園管理工事について（乙22）

被告が提出した内訳書（乙22の2）によれば、同工事に使用する遊具（すべり台「P EスライダーS150」（乙22の1・最終頁））について、購入費用が48万0700円、同設置費用は2万4995円と算定されており（乙22の2・5頁）、すべり台の搬入費の項目はないことから、すべり台の購入、搬入、設置に要する費用について、合計50万5695円であると算定し、それをもとに予定価格が積算されていることがわかる。

しかしながら、同工事で使用するすべり台「P EスライダーS150」は、訴外日都産業株式会社（以下「訴外日都産業」という。）の既製品であるところ、工事当時に訴外日都産業が補助参加人に送付した「設計価格のご案内」と題する書面によれば、その価格は、本体代55万0000円、運搬費1万8000円、組立費1万8000円、据付費9900円の合計61万2900円であり（丙22）、訴外日都産業のホームページ上の製品紹介のページにおいても、同すべり台「P EスライダーS150」について本体価格が55万0000円と表示して紹介されているのである（丙23）。

したがって、和泉市では、「坪井児童遊園管理工事」において、すべり台につき、訴外日都産業の販売価格61万2900円から10万7205円低い50万5695円と算定し、それをもとに予定価格が積算されていたことになる。

(2) 「光明台3号公園管理工事」について（乙23）

被告が提出した内訳書（乙23の2）によれば、この工事で使用する健康遊具「ユッタリステップ」について、購入費用32万8000円、設置費用1万4171円と算定されており、健康器具の搬入費の項目はないことから、健康器具の購入、搬入、設置に要する費用は合計34万2171円と算定し、それをもとに予定価格が積算されていたことがわかる（乙23の2・8頁）。

しかし、「ユッタリステップ」も、訴外日都産業の既製品であり、工事当時の訴外日都産業の料金表によれば、その価格は、品代35万5000円、搬入費1万8000円、組立費6000円、据付費9900円の合計38万8900円である（丙24）。なお、同「ユッタリステップ」は現在では販売されてはいないことから、訴外日都産業のホームページ上では紹介されていない。

したがって、和泉市では、「光明台3号公園管理工事」において、健康遊具につき、訴外日都産業の販売価格38万8900円から4万6729円低い34万2171円と算定し、それをもとに予定価格を積算していたことになる。

(3) 「鶴山台西公園管理工事」について（乙24）

被告が提出した内訳書（乙24の2）によれば、この工事で使用するフェンス（訴外JFE建材フェンス株式会社（以下「訴外JFE建材フェンス」という。）製の「エキスバンドフェンスXF型h=240」（なお、乙第24号証の1の2・最終頁では「h=2400」と記載されているが、「h=240」の誤記である。「h」とは高さ（cm）のことであり、2400センチメートルの高さのフェンスは有り得ない。）につき本体価格が長さ1メートルあたり10790円、フェンスの組立工事費が長さ1メートルあたり3800円と算定されていることから（乙24の2・6頁）、フェンスの購入、組立に要する費用について1メートルあたり合計1万4590円と算定していたことがわかる。

しかし、訴外JFE建材フェンスによれば、工事当時（平成27年当時）のフェンスの価格は、本体価格が長さ1メートルあたり1万6600円、組立工事費が3700円（丙25）であり、フェンスの購入、組立に要する費用は1メートルあたり合計2万0300円である。

したがって、和泉市では、「鶴山台西公園管理工事」において、フェンス

につき、訴外 J F E 建材フェンスの工事当時の料金表にも記載されている本体及び組立費の価格 1 メートルあたり 2 万 0 3 0 0 円から 5 7 1 0 円低い 1 メートルあたり 1 万 4 5 9 0 円と算定し、それをもとに予定価格を積算していたことがわかる。なお、当該工事で使用するフェンスの長さは 4 2. 3 メートルであることから（乙 2 4 の 2 ・ 6 頁）、フェンスの本体、組立費について、全体で合計 2 4 万 1 5 3 3 円 (= 5 7 1 0 円 × 4 2. 3) 安く算定されていたことになる。

3 他の市町村（大阪市）における予定価格の積算の際の遊具の算定方法

(1) 前記のとおり、多くの市町村において、予定価格の積算の根拠となった設計書（内訳書や単価表）等は非公開とされているものの、大阪市では、これらが公開の対象となっている。

また、前記の「坪井児童遊園管理工事」及び「光明台 3 号公園管理工事」に納品をした遊具メーカーである訴外日都産業に対し、大阪市の公共工事に遊具を納品し、かつ遊具が特注品ではなく、工事時点での料金表があるものについて問い合わせたところ、平成 30 年度の「南部方面管理事務所管内遊具設置その他工事」のうち、4 号工事（長居）において、バスケットゴール「HG-01 リングネット」を長居公園に納品していること（丙 2 6 、丙 2 7 ）、それ以外は、特注品で料金表がないものか、工事が古く当時の料金表が残っていないものしかないとのことであった。なお、大阪市の平成 29 年度「森小路東公園改修工事」において訴外日都産業が納品したコンビネーション遊具「ZOM-864 みんなの遊び場コンビ」（丙 1 9 の 3 ）は、大阪市の特注品である。

(2) 当該バスケットゴール「HG-01 リングネット」の価格は、品代 5 9 万 5 0 0 0 円、搬入費 4 万 0 0 0 0 円、組立費 9 1 0 0 円、据付費 9 9 0 0 円の合計 6 5 万 4 0 0 0 円であり（丙 2 8 ）、訴外日都産業のホームページの製品紹介のページにおいても、同バスケットゴール「HG-01 リングネット」

ト」につき、本体価格が59万5000円であると表示して紹介されている（丙27）。

(3) そこで、大阪市から、上記「南部方面管理事務所管内遊具設置その他工事」についての設計書を入手したところ、その単価表によれば、当該バスケットゴールについて、価格が1基あたりの価格が63万5000円、設置費1万9000円の合計65万4000円と算定されている（丙29・最終頁）。この1基あたりの価格63万5000円は、訴外日都産業の価格表及びホームページ上に記載されている品代59万5000円と搬入費1万9000円の合計金額と同額であり、設置費1万9000円も、訴外日都産業の価格表の組立費9100円と据付費9900円の合計金額と同額である（丙26、丙27、丙29）。

以上のことから、和泉市では、遊具代等の「建設物価」「積算資料」等の文献に単価が掲載されていない材料費について、各メーカーの販売価格よりも低い金額で算定しているのに対し、大阪市では、予定価格を積算するにあたり、遊具代等について、各メーカーの価格と同額と算定していることがわかる。

4 遊具等の算定が低く算定されることにより予定価格が著しく低くなること

(1) 予定価格は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費の合計金額として算定されるところ（被告作成答弁書・5頁）、遊具代等の材料費は、直接工事費に該当するため、遊具代が低く算定されると、その差額分だけ直接工事費が低くなる。

加えて、和泉市の内訳書によれば、②の共通仮設費は、①直接工事費に一定率をかけて算定され、③の現場管理費は、①直接工事費と②共通仮設費の合計金額（純工事費）に一定率をかけて算定され、さらに④の一般管理費は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費の合計金額（工事原価）に一定率をかけて算定されるものである（乙22の2・2～3頁の摘要欄参照）。

したがって、遊具代が低く算定された場合、①直接工事費が同じ額だけ減額されるだけではなく、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費も減額されることになり、その結果、予定価格は著しく低い金額となる。

(2) 例えば、「坪井児童遊園管理工事」(乙22の2)のすべり台の購入、搬入、設置に要する費用について、大阪市と同じ基準で算定し、他の直接工事費については和泉市の算定と同額であることを前提に、乙第22号証の2・2～3頁の摘要欄記載の算定式に従って予定価格を算定すると、以下のとおりとなる。

記

① 直接工事費	73万1592円
	(=和泉市の直接工事費 62万4387円 +遊具の大阪市との差額 10万7205円)
② 共通仮設費	7万9000円
	(=①×0.108、百の位以下切捨て)
③ 現場管理費	31万4000円
	(= (①+②) ×0.388、百の位以下切捨て)
④ 一般管理費	16万9408円
	(=①+②+③) ×0.15139-843)
予定価格	129万4000円 (=①+②+③+④)

また、上記の予定価格をもとに、工事当時の算定方式に従って最低制限価格を算定すると、111万0000円となる (=①×0.95+②×0.9+③×0.8+④×0.55)。

以上のことから、「坪井公園管理工事」では、予定価格 110万4000円、最低制限価格 94万7000円であったが、遊具について大阪市と同じ方法で算定すると、予定価格が 129万4000円、最低制限価格が 111

万000円となる。

(3) また、「光明台3号公園管理工事」(乙23の2)についても同様に、健康遊具の購入、搬入、設置に要する費用について、大阪市と同じ基準で算定し、他の直接工事費については和泉市の算定と同額であることを前提に、乙第23号証の2・3~4頁の摘要欄記載の算定式に従って予定価格を算定すると、以下のとおりとなる。

記

① 直接工事費	41万4448円
	(=和泉市の直接工事費36万7719円 +遊具の大坂市との差額4万6729円)
② 共通仮設費	4万4000円
	(=①×0.108、百の位以下切捨て)
③ 現場管理費	17万7000円
	(= (①+②) ×0.388、百の位以下切捨て)
④ 一般管理費	9万5552円
	(= (①+②+③) ×0.15139 - 648)
予定価格	73万1000円 (①+②+③+④)

また、上記の予定価格をもとに、工事当時の算定方式に従って最低制限価格を算定すると、62万7000円となる (①×0.95+②×0.9+③×0.8+④×0.55)。

以上のことから、「光明台3号公園管理工事」では、予定価格65万000円、最低制限価格55万7000円であったが、遊具について大阪市と同じ方法で算定すると、予定価格が73万1000円、最低制限価格が62万7000円となる。

(4) なお、大阪市では、大都市のため、共通仮設費、現場管理費、一般管理費

について和泉市よりも高く認められており、直接工事費等からの掛け率が高い（乙21の1・I-2-②-6・表-2、同・I-2-②-29・表-3）。

例えば、前記の大阪市の平成30年度「南部方面管理事務所管内遊具設置その他工事」のうち、第4号工事（長居）についても、直接管理費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は以下のとおりとなっている（丙29・0010～0011頁）。

記

① 直接管理費	68万2686円
② 共通仮設費	8万8000円
	(②÷①)=0.128。和泉市は0.108。)
③ 現場管理費	35万3000円
	(③÷(①+②))=0.458。和泉市は0.388。)
④ 一般管理費	21万6314円
	(④÷(①+②+③))=0.1925。和泉市は0.15139。)

以上のことから、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について、大阪市では高く算定されることから、仮に上記の和泉市の工事が大阪市でなされたと仮定すると、予定価格及び最低制限価格はさらに高い金額となる。

5 結論

以上のことから、和泉市の造園工事の予定価格は他の市町村と比較して低く算定されていること、その主たる原因是、「建設物価」「積算資料」等の文献に単価が掲載されていない遊具等の材料費について、他の市町村よりも低く算定されているからであることは明らかであり、その結果、他の市町村では最低制限価格でも採算が合うのに対して、和泉市では最低制限価格では採算が合わないという結果が生じているのである。

以上